

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(仙台市、秋田交通圏及び熊本交通圏)に係る審議(第2回)

1. 日 時

平成30年4月12日(木) 10時30分～11時45分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局：金指旅客課長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 石崎、柳瀬

4. 議事概要

- 自動車局が一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長(仙台市、秋田交通圏及び熊本交通圏)について、事前の質問事項(①指定期間延長の必要性、②各地域の利用者の意向の把握とその対応、③事業環境の改善に向けた各特定地域協議会の適正化・活性化に関する取組の決意、等)について、
 - ①特定地域計画作成について、事業者規模や構成員毎に複数の合意要件を満たす必要があったこと、供給輸送力の削減について自主的に削減を実施した事業者間で不公平感が生じる恐れがあったこと等の理由により慎重な議論を行う必要があった。その結果、特定地域指定から特定地域計画の認可までに平均23ヶ月を要し、実際に適正化及び活性化の取組が実施され、指定期間中における取組の効果が表れているかについて、現時点で判断することができないことから一定期間延長を行うこととした。
 - ②各特定地域協議会において、利用者代表の構成員からの意見を聞き取ること等により、それぞれの活性化策に反映している。

③各特定地域協議会において、タクシー事業者代表の構成員から、「更なるサービスの質の向上を重点目標にして取り組む」、「タクシー事業者が一致団結して、公共交通機関として積極的に活性化策に取り組む」、「利用者の皆様のためになにができるのか、従業員のためにどうあらねばならないのかを考えながら、いい状態に持っていけるように努力したい」等の決意が示されている。

等の回答を得た。

○ 運輸審議会委員からは、

①特定地域指定が解除された場合、当該地域は準特定地域になるのか。その場合、認可済の特定地域計画は破棄されることとなるのか。

②特定地域指定の基準のひとつに、「人口30万人以上の都市を含む営業区域であること」が挙げられている。仮に実績データ上で人口30万人を下回る数値が出た場合、指定基準に一部該当しないこととなり、指定を解除するということになるのか。

③指定、延長及び解除について、1年間の実績データで判断するとのことだが、その際、当該年度の地域特有の事情を考慮するのか。

等について質問があった。

これに対し、自動車局からは、

①指定が解除されれば、準特定地域となる。その場合、認可済の特定地域計画は効力を失う。

②解除することとなる。

③考慮しない。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。